

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年12月生駒市条例第41号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第13条、第15条、第17条、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条の規定並びに附則第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項、第25項及び第27項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 第4条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>4 略</p> <p>5 第6条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>6 略</p> <p>7 第8条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>8 略</p> <p>9 第11条の規定による改正後の金鷲の杜倭苑条例別表の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第13条、第15条、第17条、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条の規定並びに附則第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項、第25項及び第27項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 第4条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>4 略</p> <p>5 第6条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>6 略</p> <p>7 第8条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>8 略</p> <p>9 第11条の規定による改正後の金鷲の杜倭苑条例別表の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>

10 略

11 第13条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定(し尿に関する部分に限る。)は、平成29年4月分以後のものとして徴収する手数料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

12 略

13 第15条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

14 略

15 第17条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

16 略

17 第20条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

18 略

19 第22条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

20 略

21 第24条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

22 略

23 第26条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

24 略

25 第28条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の

10 略

11 第13条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定(し尿に関する部分に限る。)は、平成31年10月分以後のものとして徴収する手数料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

12 略

13 第15条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

14 略

15 第17条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成31年10月1日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

16 略

17 第20条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成31年10月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

18 略

19 第22条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

20 略

21 第24条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

22 略

23 第26条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

24 略

25 第28条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の

<p>規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>26 略</p> <p>27 第30条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、<u>平成29年4月分</u>以後のものとして徴収する使用料について適用し、<u>同年3月分</u>までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>26 略</p> <p>27 第30条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、<u>平成31年10月分</u>以後のものとして徴収する使用料について適用し、<u>同年9月分</u>までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>
--	--

(2) 生駒市下水道条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第42号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成29年4月1日</u>前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて公共下水道に排除された汚水の量を認定した場合に徴収する使用料については、第2条の規定による改正後の生駒市下水道条例第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成31年10月1日</u>前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて公共下水道に排除された汚水の量を認定した場合に徴収する使用料については、第2条の規定による改正後の生駒市下水道条例第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

(3) 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第43号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>

2・3 略

- 4 平成29年4月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第16条第1項及び第33条の2第1項の規定は、平成29年4月1日以後の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。

2・3 略

- 4 平成31年10月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第16条第1項及び第33条の2第1項の規定は、平成31年10月1日以後の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。